

障 発 1223 第 3 号
令 和 3 年 12 月 23 日

各 都道府県知事
指定都市市長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について

障害児入所施設に入所する障害児及び障害者（以下「入所児童等」という。）が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようご尽力いただいていることにつき、厚くお礼申し上げる。

令和3年1月より、厚生労働省では、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、同年8月に、参考資料1のとおり報告書が取りまとめられた。

当該報告書では、入所児童等が、グループホーム等の地域や障害者支援施設に、より円滑に移行できるようにするための、新たな移行調整の枠組みについて示されている。

同報告書を踏まえ、今般、改めて別添のとおり、関係者の効果的な取組みに係る手引きについて取りまとめた。

また、令和3年1月に実施した「障害児入所施設移行状況に関する調査」の結果について、参考資料2のとおり取りまとめたので、改めて今後の対応の検討等にご活用いただきたい。

各都道府県及び指定都市においては、管内の市町村・児童相談所・障害児入所施設・基幹相談支援センター等の相談支援事業所等の関係者に、本通知を周知いただくようお願いする。

また、別添の手引きをよくご参照いただき、関係者と協力して、新たな移行調整の枠組みの構築を図り、現に障害児入所施設に入所する障害者及び今後18歳を迎える障害児が、グループホーム等の地域や障害者支援施設等に移行できるよう、引き続き、格別のご配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。